

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(1)	(5)	(2)	(4)	(3)	(5)	(2)	(4)	(1)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
83%	93%	98%	93%	76%	96%	83%	98%	96%	93%

1 住居の不可侵

正解 (1)

- (1) 誤り。 憲法 35 条 1 項は、「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」として、憲法 33 条の場合を令状主義の例外として定めている。この「第 33 条の場合」とは、通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕の場合である。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (最大判昭 47・11・22 川崎民商事件)。

2 国会

正解 (5)

- (1) 正しい。 国会は、「国の唯一の立法機関」である (憲法 41 条)。ただし、憲法は、この例外として、両議院の規則制定権 (憲法 58 条 2 項) や、地方公共団体の条例制定権 (憲法 94 条) などを認めている。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 43 条 2 項、45 条、46 条)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (憲法 54 条 1 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (国会法 100 条 1 項)。
- (5) 誤り。 緊急集会を求める権限は内閣のみにある (憲法 54 条 2 項 ただし書)。

3 警察法

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (警察法 65 条)。
- (2) 誤り。 警察署長は、警察署協議会 (警察法 53 条の 2) の意見を尊重すべきであるが、これに拘束されるものではない。

- (3) 正しい。 枝文のとおり (警察法 72 条)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (警察法 61 条の 3 第 1 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (警察法 60 条の 3)。

4 警職法 5 条

正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 けん銃を構える、威嚇射撃を行うなどの武器の使用は、極めて強力な抑止手段であるから、任意手段の域を超え、警告の手段としては認められない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 誤り。 相手方が凶器を使用しているときには、制止行為の一方法として、当該凶器を取り上げることができるが、その後に当該凶器を継続的に占有することはできない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

5 犯罪の分類

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 継続犯とは、結果の発生と同時に犯罪が既遂に達し、その後法益の侵害が継続している間は、犯罪の継続が認められるものをいう。既遂時期が結果発生時である点では状態犯と異ならないが、その後の法益侵害の継続中も犯罪と認められる点で状態犯と異なる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

6 放火罪

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (大判大 7・12・18)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 32・6・21)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (大判昭 9・11・15)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (刑法 112 条、113 条)。
- (5) 誤り。 建造物等以外放火罪 (刑法 110 条) は、具体的危険犯であり、公共の危険を生じさせたことが成立の要件であるが、故意の内容としては、公共の危険の発生の認識は必要ない (最判昭 60・3・28)。

7 横領罪

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (大判大4・2・19)。
- (2) 誤り。 横領罪における不法領得の意思とは、「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思」をいう。占有者が不法に処分した物について、後日に返還し又は補填する意思を有していたとしても、不法領得の意思は認められる (最判昭24・3・8)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (大判大2・11・4、名古屋高判昭28・1・29)。
- (5) 正しい。 遺失物横領罪 (刑法254条) の客体である「遺失物」とは、占有者の意思に基づかずに占有を離れ、誰の占有にも属していない物をいう。旅館内に宿泊客が置き忘れた物は、旅館主の占有に帰属するため、遺失物とはならず、これを第三者が不法に領得した場合は、遺失物横領罪ではなく窃盗罪が成立する (大判大8・4・4)。

8 告訴・告発

正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (最決昭37・6・26)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法237条1項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法241条1項、東京高判昭35・2・11)。
- (4) 誤り。 告訴・告発を受理する権限は、検察官及び司法警察員にある (刑訴法241条1項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

9 現行犯逮捕

正解 (1)

- (1) 誤り。 私人は、固有の現行犯人だけではなく、準現行犯人も逮捕することができる (福岡高那覇支判昭56・2・2)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法215条1項)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴法215条2項前段)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (最決昭42・9・13)。

10 鑑定嘱託

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 223 条 1 項）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 224 条 1 項）。
- (3) 誤り。 鑑定受託者は、裁判官の許可を受けて、鑑定に必要な処分を行うことができる（刑訴法 225 条 1 項）。この許可の請求は鑑定受託者が自ら行うのではなく、検察官、検察事務官又は司法警察員が行わなければならない（刑訴法 225 条 2 項）。
- (4) 正しい。 鑑定受託者は、鑑定処分許可状の発付を受けて身体検査を行うことができるが（刑訴法 225 条 1 項）、この際、直接強制をすることはできない。そこで、被処分者の抵抗が予想される場合には、併せて直接強制が可能な身体検査令状の発付を受けておく必要がある（刑訴法 222 条 1 項・139 条）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 28・10・15）。